

意見公募手続により提出された意見、その考慮の結果及び理由について

1 規則等の案の題名

静岡県墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関する審査基準の改正について（案）

2 意見公募手続を実施した期間

令和6年2月26日(月)から令和6年3月27日(水)まで

3 提出された意見の件数

1件

4 提出された意見、その考慮の結果及び理由

	提出された意見	考慮の結果	理由
1	<p>第4条(2) 地すべり、出水等災害のおそれの少ない場所</p> <p>この法文の解釈を一律に建築基準条例の指定された区域内の土地とすることを強く反対します。</p> <p>理由</p> <p>1. 既存寺院は、集落の中の高い所にあることが多く、山を背負った場所となり、墓地を新規に造成することが難しくなる寺院がとて多いため。</p> <p>2. 建築物とは違い常に人がいる場所ではな</p>	<p>2 を次のように改める。</p> <p>「2 条例第4条第2号の「地すべり、出水等の災害のおそれの少ない場所」とは、災害が発生する可能性がほとんどない場所をいい、そのような場所に当たるかどうかは、墓地又は火葬場を設置しようとしている土地の状況、その土地において災害が発生する可能性の有無、その可能性の程度その他の一切の事情を総合的に考慮して判断します。」</p>	<p>墓地等は国民の宗教的感情に適合するため、災害により墓地等が損壊、流出等の被害を受けるおそれのない場所に設置されるべきではあるけれども、静岡県建築基準条例第4条の規定により、急傾斜地崩壊防止工事が施行された区域については、住居の建築に関する制限が除外されていることに鑑み、指定区域内であっても災害で被害を受けるおそれのない場所については、土地の状況、その土地において災害が発生する可能性の有無、その可能性の程度その他の</p>

	<p>い事と建築物のように高さのあるものではないため、建築物（人が住む場所）と同等に考えるのは過剰と考えます。</p> <p>対策</p> <p>墓地内の建造物の規模や高さに制限をかける。</p> <p>行政による、ヨウ壁などの対策がとられた場所は除外する。</p> <p>既存寺院は、寺から離れた場所に墓地を作ることは非常に難しいです。建築物の場合も急傾斜地内であっても構造上強度が確認された場所は除外できます。よくご検討ください。お願いいたします。</p>		<p>一切の事情を総合的に考慮して判断することとした。</p>
--	--	--	---------------------------------